

業績ハイライト（平成29年度中間期）

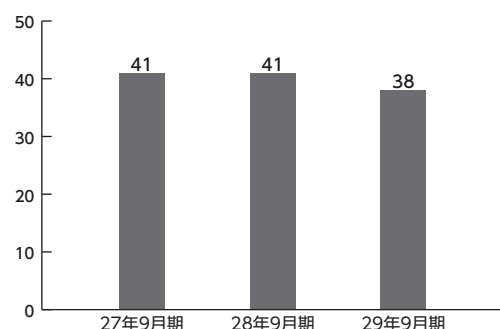
■ 損益の状況〈単体〉

銀行本来業務から得られる利益である業務純益は、貸出金利回りの低下により、前年同期比3億円程度減少し38億円となりました。

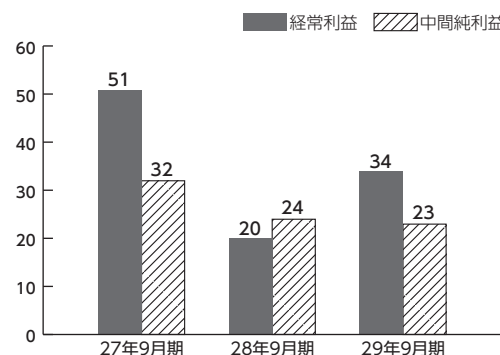
経常利益は、与信関連費用が前年同期比大幅に減少し、34億円となりました。

中間純利益は前年同期比から1億円程度減少し、23億円となりました。

業務純益 (単位：億円)



経常利益・中間純利益 (単位：億円)

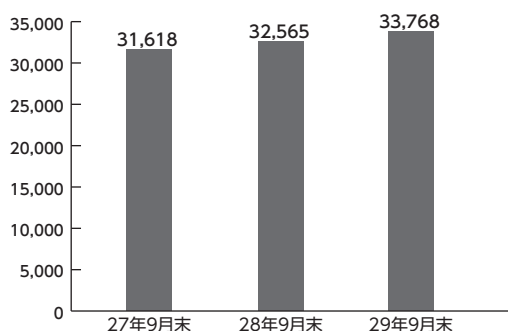


■ 預金（譲渡性預金含む）・貸出金・有価証券の状況〈単体〉

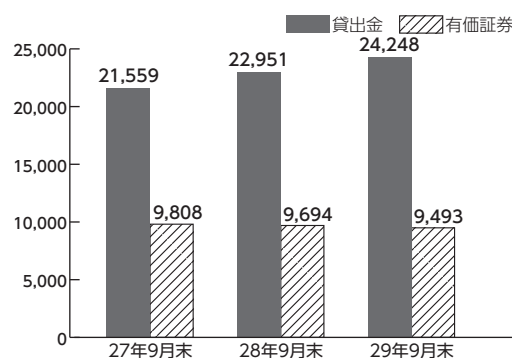
預金（譲渡性預金含む）は前年同期比1,202億円増加し3兆3,768億円に、貸出金は前年同期比1,297億円増加し2兆4,248億円となりました。

有価証券は、前年同期比201億円減少の9,493億円となりました。

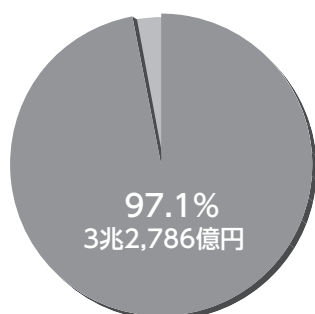
預金（譲渡性預金含む） (単位：億円)



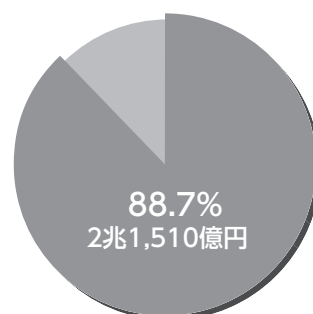
貸出金・有価証券 (単位：億円)



預金残高に占める愛知県内預金割合
(平成29年9月30日現在)

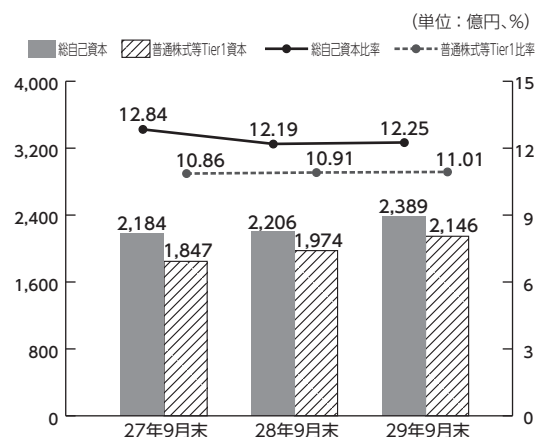


貸出金残高全体に占める愛知県内貸出金割合
(平成29年9月30日現在)



■ 連結総自己資本比率〈国際統一基準〉

自己資本比率は、銀行の健全性を判断する重要な指標のひとつで、比率が高いほど健全といえます。当行のように国際業務を営む銀行は、8%以上を維持することが義務付けられています。平成29年9月末の連結総自己資本比率は12.25%となっています。また連結普通株式等Tier1比率は11.01%となっております。



■ 格付け

格付けとは、企業の発行する個別の債券について、約定通り元金金が支払われる確実性の程度を、一定の符号によって格付会社が情報として提供しているものです。企業の信用力評価的な要素が強く、広い意味で銀行そのものの信用度を表しています。

名古屋銀行は、株式会社日本格付研究所（JCR）より長期発行体格付として「A⁺（シングルA⁺）」の格付を取得しています。この格付は投資適格銘柄であることを示しており、国内金融機関の中でも上位に位置付けられています。

■ 日本格付研究所（JCR）

名古屋銀行

A⁺

債務履行の確実性は高い。

AAA

AA

A

BBB

BB

B

CCC

CC

C

D

■ 債権内容について

名古屋銀行は、創業以来、堅実経営を貫いており、不良債権の発生を最小限にするよう努めてまいりました。今後も、不良債権発生未然防止と処理の促進、融資先の事業再生にも力を注ぎ、資産の健全性維持に努めてまいります。

貸出などの資産につきましては、厳格な自己査定を実施

し、回収の危険性または価値の毀損の危険性に従って区分し、その区分に応じた適正な不良債権処理ルールに基づいて償却引当を行っています。また、不良債権のオフバランス化や経営改善支援による債務者区分の改善を進めること等によって、資産の健全化に努めています。

■ 不良債権の開示〈単位〉

不良債権の開示につきましては、銀行法に基づく「リスク管理債権」と金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」の開示が義務付けられています。「リスク管理債権」は「貸出金」を対象としています、「金融再生法開示

債権」は「貸出金」のほか「貸出金に準ずる債権（外国為替・未収利息等）」及び「自らの保証を付した私募債」を対象としています。

自己査定結果・金融再生法開示債権・リスク管理債権の関係

自己査定結果 (対象債権：総与信)		金融再生法に基づく開示額 (対象債権：総与信及び自らの保証を付した私募債 ※要管理債権は貸出金のみ)					リスク管理債権 (対象債権：貸出金)		
							(単位：百万円)		
債務者区分		金額	債権区分	金額	貸倒引当金	担保保証等	保全率	開示区分	金額
破綻先		1,514 < 734>	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	5,572 <3,954>	1,617	3,954	100.00%	破綻先債権	1,513 < 734>
実質破綻先		4,058 <3,219>						延滞債権	50,930 <50,113>
破綻懸念先		47,090	危険債権	47,125	4,307	39,065	92.04%	3か月以上 延滞債権	38
要 注 意 先	要管理先	18,494	要管理債権 ※	9,697	1,604	3,706	54.77%	貸出条件 緩和債権	9,659
	要管理先 以外の 要注意先	430,054	小計	62,395 <60,777>	7,529	46,726	86.96%	合計	62,141 <60,546>
	正常先	1,913,344	正常債権	2,397,132	金融再生法開示債権（小計） の対象債権に占める割合 < > 内は、部分直接償却実施後 2.54% <2.47%>		リスク管理債権 の対象債権に占める割合 < > 内は、部分直接償却実施後 2.56% <2.50%>		
非分類債権		22,034							
合計		2,436,590 <2,434,972>	合計	2,459,528 <2,457,910>					

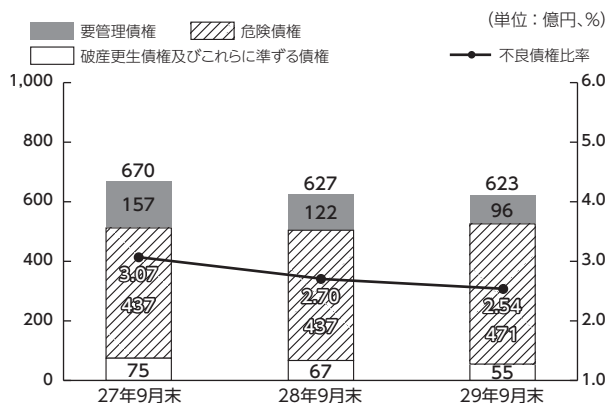
(注) 当行は部分直接償却を実施しておりませんが、実施した場合の開示債権額を< >内に記載しております。

■ 金融再生法に基づく開示額〈単位〉

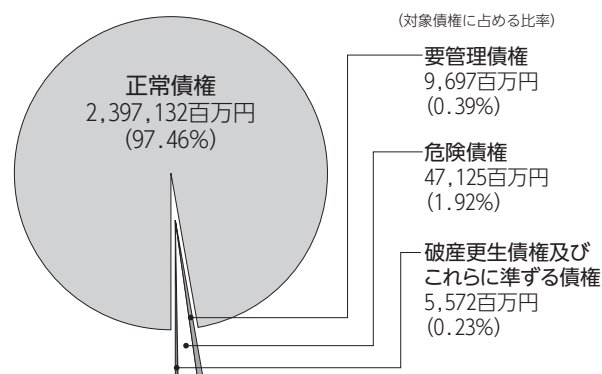
不良債権残高につきましては、平成29年9月末現在で、平成28年9月末比3億円減少し、623億円となりました。また、債権額に占める不良債権の割合は、平成28年9月

末比0.17%減少し、2.54%となりました。今後も不良債権の低減に努め、資産の健全化を図ってまいります。

金融再生法開示債権額と不良債権比率の推移



金融再生法に基づく開示債権の構成比



	28年9月期	29年9月期	28年9月期比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,784	5,572	△ 1,211
危険債権	43,727	47,125	3,398
要管理債権	12,257	9,697	△ 2,559
正常債権	2,259,647	2,397,132	137,485

用語の解説【金融再生法基準】

- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (2)危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- (3)要管理債権
3カ月以上延滞債権（(1)及び(2)に該当する債権を除く）及び貸出条件緩和債権（(1)及び(2)に該当する債権や3カ月以上延滞債権を除く）です。
- (4)正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

■ 銀行法に基づく開示額＝リスク管理債権〈単位〉

	28年9月期	29年9月期	28年9月期比
貸出金残高	2,295,147	2,424,852	129,705
破綻先債権	2,319	1,513	△ 806
延滞債権	48,103	50,930	2,827
3カ月以上延滞債権	-	38	38
貸出条件緩和債権	12,257	9,659	△ 2,598
リスク管理債権合計	62,680	62,141	△ 539
リスク管理債権比率	2.73%	2.56%	△ 0.17%

用語の解説【銀行法基準】

- (1)破綻先債権
元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により、元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、法人税法施行令に掲げる以下の事由が生じている貸出金です。
イ. 会社更生法または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申し立て。
ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の申し立て。
ハ. 破産法の規定による破産手続開始の申し立て。
ニ. 会社法の規定による特別清算開始の申し立て。
ホ. 手形交換所（手形交換所のない地域では、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む）による取引停止処分。
ヘ. 外国の政府、中央銀行または地方公共団体に対する金銭債権のうち、長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる場合。
- (2)延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (3)3カ月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (4)貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。